

学校いじめ防止基本方針

宝塚市立宝塚小学校

はじめに

本校は、人間尊重の精神、多様な価値観を認め合う態度を全教育活動の基盤に据え、「本気・勇気・思いやり」を学校教育目標として、「真剣なまなざしで、全力で取り組める力」「まわりのことを意識しながら、自ら物事を決定する力」「互いに認め合い、尊重し、励まし合う力」の育成に向けた教育活動に取り組んでいる。また、保護者や地域と連携を図り、学校と家庭、地域がそれぞれの役割を踏まえながら、子どもたちの健全な成長を目指している。

平成25年にいじめ防止対策推進法が制定され、その第13条に学校のいじめ防止基本方針の策定が義務付けられた。そこで、本校は、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）についての対策を総合的かつ効果的に推進するため、本基本方針を策定する。

1 基本的な考え方

- ① いじめは全ての児童に起こり得るものであることを認識し、本校の最重要課題の一つとして位置づけ、決して一人の教職員が抱え込むことなく、学校全体で取り組む。
- ② 児童にも、「いじめは絶対に許されない」という考えを、あらゆる教育活動を通して、全ての児童に理解させなければならない。その際、児童も巻き込んだ活動とする。
- ③ 保護者、地域の人たちの力を借りながら、学校を取り巻くコミュニティ全体でいじめ問題に取り組む体制を構築する。

2 いじめの定義

本方針において「いじめ」とは、以下のようにとらえる。

「本校に在籍する児童に対して、本校に在籍する一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。」

具体的には、次のような態様が考えられる。

- 冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれや集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする

- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる

3 いじめの認知に関する考え方について

いじめを見落とすことがないように、いじめられた児童の立場に立ち、いじめを広く捉え、その上で情報共有と組織対応を行っていく。いじめの認知については、初期段階のいじめであっても学校が組織として積極的に認知し、解決につなげることが重要である。そのため定期的な「いじめアンケート」等を実施すると共にきめ細かく児童の様子を観察する。

4 いじめの解消の要件

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、国の基本方針が示すように、少なくとも次の2つの要件が満たされた場合とする。ただし、これらの要件が満たされている状態であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- いじめに係る行為が止んでいること

被害児童に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3ヶ月を目安とする）継続していること。ただし、被害の重大性からさらに長期間必要であると判断された場合は、この目安にかかわらず、長期の期間を設定する。

- 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童が苦痛を感じている場合は、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。

5 いじめ防止等のための組織の設置

(1) 設置

推進法第22条の規定に基づき、いじめ防止等に関する措置を実行的に行うための組織として、いじめ防止委員会を設置する。

いじめ防止委員会は、「生徒指導上の問題が」、「いじめ」に当たるかを判断し、いじめ解消に向けた対応に当たるだけでなく、いじめの防止等に向けた教育課程の編成・実施等、より積極的な機能や役割を担うことのできる組織とする。

また、いじめ防止委員会の目的、役割をより明確にするため、いじめ防止委員会の機能は、既存の生活指導委員会と分けて行うものとする。

(2) 構成員

いじめ対策委員会の構成員は、校長、教頭、生活指導担当教員、養護教諭、その他学校の実情に応じて決定する。また、個々のいじめ事案の対処等にあたっては、関係の深い教職員を追加するなどの柔軟な組織とする。さらに必要に応じ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心理や福祉の専門家、弁護士、医師など外部専門家の参加により、より実効的ないじめ問題の解決に資する体制とする。

(3) 役割

いじめ対策委員会は、次の役割を担う。

- 推進法第2条に規定されている「いじめの定義」を全教職員が理解し、積極的にいじめの認知を行うことができるように組織体制を確立
- 学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止等の取組に関して教育課程の編成・実施等具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- いじめの相談・通報の窓口
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核
- 学校いじめ防止基本方針の内容検討
- 校内研修の企画及び運営
- 保護者や地域との連携、情報の提供
- 推進法第28条に規定する重大事態の調査を学校が行う場合の組織（ただし、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えて対応）

6 いじめ防止等の対応に係る年間計画の策定

いじめ防止等のための取組、早期発見、校内研修等についての内容を、年間を通した計画を策定する。計画策定や内容の実施にあたっては、P(計画)D(実施)C(検証)A(改善)サイクルの中で、よりよいものに見直していく。

7 教職員研修

いじめ防止等のための教育活動を学校全体で実効性のあるものにしていくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、教職員同士が気軽に何でも相談できる協働性豊かな職場の雰囲気が必要である。そのために、校内研修を有効に活用して、教職員が率直に意見を交換しながら、教職員個々のいじめ防止等に関する意識を高めなければなら

らない。

内容としては、児童一人一人が自己存在感や自己有用感を持ち、互いを思いやり尊重する心を育む指導や学級経営のあり方、またスクールカウンセラーによるカウンセリングマインド研修など児童理解の向上を図る。また、学校支援チームなど教職経験者を活用し、若手教員を中心にいじめ防止の基盤となる学級経営等の指導力向上を目指す。具体的には、いじめ事例研修や自殺防止プログラム研修、課題別研修（特別支援教育、性的マイノリティー、不登校対策等）などを行う。

さらに、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、医師、弁護士などの専門家を活用する。

研修は次のことに留意して行う。

- 少なくとも年に1回以上行う
- 年間計画に位置付けて行う
- 形骸化することなく、実態に応じた内容で行う

8 教職員がゆとりをもって児童と向き合う時間の確保

ノー残業デー、定時退勤日の実施、事務作業や会議の効率化等を一層進めるなど勤務時間の適正化を図ることにより、教職員がゆとりを持って児童と向き合う時間を確保し、一人ひとりの児童の状況や学級集団等の様子を日常的に把握するなど、いじめの防止等に資する体制を整備する。

保護者に「勤務時間の適正化にかかる取組みについて」を配布し、教職員の平均超過勤務時間、定時退勤日、勤務時間の終了後の電話連絡について周知し、保護者への理解と協力を求める。

9 児童の主体的な活動

学校全体でいじめ防止に取り組む観点から、児童自らが主体となった活動（児童会活動、学級活動等）の中で、いじめ防止に対する取組を行うよう指導する。その際、次のような内容が考えられる。

- どのようにすれば、いじめが起こらない学級・学校づくりができるのか
- いじめが起こったとき自分たちの力で解決するにはどのようにしたらよいのか
- その他、いじめをなくすためにはどのような考え方や方法、仕組みが必要なのか

10 家庭や地域との連携

児童を取り巻く多くの大人が、児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや地域の関係団体、学校に関係する人たちとの連携を進め、学校と家庭、地域とが組織的に協働する体制を構築する。

そのためにも、日頃から開かれた学校づくりに努める。

11 いじめの防止

(1) 人権教育の実施

いじめは相手の人権を侵害する行為であり、絶対に許されるものではない。このことを児童一人一人がしっかりと理解し、互いの人権を尊重する心を育まなければならない。本校では、全ての教育活動の中に常に人権尊重の視点を持ち取り組んでいるが、人権週間における重点的な取組、人権参観を通じた児童の学びと保護者への啓発など、あらゆる機会の中で人権教育を進めていく。

(2) 道徳教育の実施

いじめをしない、させない、許さない、見逃さない態度を育成するにあたっては、児童が生命を大切に作る心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識を持たせることが必要となる。「私（わたし）たちの道徳」「兵庫県道徳教育副読本」などの教材を活用しながら、充実した道徳教育を計画的に進めていく。

(3) 体験活動の実施

体験的な活動は児童の豊かな人間性や価値観の形成、自尊感情の獲得、仲間意識や自己肯定感を醸成する。3年生の環境体験、5年生の自然学校、6年生での修学旅行をはじめとして、その他多様な体験活動を計画的に進めていく。

12 いじめの早期発見

(1) 定期的なアンケート調査等の実施

毎年、年間計画に従い、いじめに関するアンケート調査を実施し、いじめの実態把握を行う。全員分の回答用紙は、対象児童が卒業するまで保存し、回答を取りまとめた文書は、5年間保存する。また、アンケートだけではなく、担任等による面談、臨床心理士によるカウンセリングなども適宜行う。さらに、「いじめ早期発見のためのチェックリスト」等を活用し、いじめの早期発見に努める。

(2) 教職員と児童との良好な人間関係の構築と相談機能の充実

いじめが疑われる事案があったとき、いじめを受けている児童やその保護者、またいじめを見た児童などから、安心して相談できる教職員であるよう、日ごろから児童との良好な関係を構築する。

また、児童や保護者、地域等からのいじめに関する相談を受けるところとして、担任等の教職員、校内の「いじめ防止委員会」等が担っているが、この相談体制が適切に機能しているかなどについて定期的に点検するとともに、学校だより、保護

者懇談会、育友会の会議、地域の会議などを通じて広く周知する。

13 いじめへの対処

(1) いじめの発見・通報を受けた時の対応

いじめと疑われる行為を発見した時は、その場ですぐに止める。児童や保護者等から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には真摯に傾聴する。いじめの発見・通報を受けた場合は特定の教職員で抱え込まず、「いじめ対策委員会」に情報を提供し、組織的な対応を行う。その際、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

(2) いじめを受けた児童や保護者への支援

いじめを受けた児童から事実関係の聴取を行う。また、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝えるとともに、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝える。また、いじめを受けた児童にとって信頼できる友人や大人などと連携し、児童に寄り添い支える体制をつくる。いじめを受けた児童が一刻も早く、安心して学校生活を送ることができるよう、全力で取り組む。

こういった取組に当たっては、児童の個人情報に取扱い等、プライバシーには十分留意する。

(3) いじめた児童への指導、その保護者への助言

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。聴取した事実関係は、速やかに保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、保護者と連携した対応を行う。その際、家庭における児童への指導等について必要な助言を保護者に行う。

場合によっては、いじめた児童に対する別室での指導、学校教育法第11条の規定に基づいた懲戒を行うこともあり得る。その際は、市教育委員会と十分に協議の上で行う。

(4) 周囲の児童への働きかけ

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えること、いじめを止めることはできなくても、誰かに伝える勇気を持つことを指導する。

はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

いじめは学級全体の問題であることを児童に理解させながら、被害児童と加害児童、周りの児童との関係を修復し、好ましい集団活動ができるよう、集団の一員としての在り方について考えさせる。

14 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめの防止

インターネット等によるいじめは、被害が広範囲で長期に及ぶ可能性がある。そのため、日ごろからの情報モラルに関する教育に取り組む。警察等の関係機関の協力を得た「サイバー犯罪防止教室」の開催や、生活指導の中で取り上げるなど、正しい知識と利用についての教育を進める。また、保護者に対しても、携帯電話等の児童の利用は保護者の責任の下で行うことの理解を深め、保護者の責務について周知を図る。

(2) ネットいじめの早期発見

インターネット等によるいじめは、閉ざされた人間関係で大人が見えにくい中で行われることが多く、なかなか発見しにくい。そのため、教職員は児童の些細な人間関係や生活、心情の変化をとらえるため、常にアンテナを高くするよう心掛ける。

(3) ネットいじめへの対処

インターネット等での不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、削除の措置を講じる。名誉棄損やプライバシー侵害があった場合は、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど、教育委員会や警察、法務局などと連携し、必要な措置を講じる。

15 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

本方針において、「重大事態」とは、次のようにとらえる。

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 年間30日以上いじめにより欠席した場合

年間30日以上欠席でなくても、児童がいじめにより一定期間、連続して欠席しているような場合でも、教育委員会や学校の判断により重大事態ととらえる。

また、児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」

と考えたとしても重大事態としてとらえる。

(2) 重大事態の報告

重大事態が発生した時は、直ちに教育委員会に報告する。教育委員会が学校で調査をするよう判断した時は、「宝塚市いじめ防止等基本方針（改訂版）」に沿った対処を行う。

16 その他の事項

(1) 参考とするもの

いじめ防止等の対応については、県教育委員会発行の「いじめ対応マニュアル」や市教育委員会発行の「教職員のためのいじめ問題対応マニュアル」を参考にする。

(2) 本基本方針の改定日

本いじめ防止基本方針は、令和元年（2019年）8月26日改定